

第45回定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月26日（水曜日）
午前10時（開場 午前9時）
場所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルブランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃

会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図を
ご参照いただき、お間違いの無いよう、ご注意ください。

○目 次	
第45回定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	3

（株主総会参考書類）

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 吸収分割契約承認の件	6
第3号議案 定款一部変更の件	13
第4号議案 監査役4名選任の件	16
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	19
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰 労金贈呈の件	20
第7号議案 社外取締役及び監査役の退職慰労金制度 廃止に伴う打ち切り支給の件	21

（添付書類）

事業報告	22
連結計算書類	42
連結計算書類に係る監査報告書	45
計算書類	47
監査報告書	50

株主総会会場ご案内図

証券コード 8881
2019年6月6日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目8番1号
日 神 不 動 産 株 式 会 社
代表取締役社長 堤 幸 芳

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権の行使については3ページに記載のご案内をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 社外取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nisshinfudosan.com/>) に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nisshinfudosan.com/>) に掲載させていただきます。
 4. 当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様がご変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2019年6月25日（火曜日）午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。

- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日9:00~21:00)

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第45期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額750,493,248円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月27日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループの属する不動産・建設業界においては、人員不足や建設コストの高騰、少子高齢化・人口減少の進展に伴うマンション新規分譲事業の市場縮小等により、厳しい経営環境が予想されています。このような状況において、今後、当社が「総合不動産・建設業」として更にグループを発展させていくためには、各事業の連携をより進めていくと同時に、各事業が独自に成長戦略を描き、事業を強化・拡大していくことが必要です。そのためには、グループの組織再編により、経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制構築と、権限と責任の明確化により経営のスピードを更に引き上げることで、グループ経営体制を強化することが必要であり、純粋持株会社体制へ移行いたしたく存じます。

以上の目的から、当社は、当社の100%子会社である日神不動産販売株式会社と、当社が営む分譲マンションの企画・販売及びこれに関連する事業並びにこれに関連して有する権利義務を日神不動産販売株式会社に吸収分割の方法により承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）に合意し、2019年5月10日付けで吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本吸収分割に伴い、会社法第783条第1項の規定により、本吸収分割契約のご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は、次のとおりです。

吸収分割契約書（写）

日神不動産株式会社（以下、「甲」という。）と日神不動産販売株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙2記載の権利義務を承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（当事者）

本件分割を行う当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：日神不動産株式会社（2020年1月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都新宿区新宿五丁目8番1号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：日神不動産販売株式会社（2020年1月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都新宿区新宿五丁目8番1号

第3条（本件分割に際して発行する株式）

乙は、本件分割に際して、普通株式18,400株を発行し、そのすべてを第1条に定める権利義務の対価として甲に割当てる。

第4条（本件分割により増加すべき資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。但し、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産及び債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金 920百万円

(2) 資本準備金 0円

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、(1)及び(2)の金額を減じて得た額

第5条（分割承認総会）

甲及び乙は、2019年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2020年1月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第8条（権利義務の承継）

1. 甲は、2019年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第10条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙の株主総会の承認、または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（協議）

本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を 2 通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各 1 通を所持する。

2019年5月10日

- (甲) 東京都新宿区新宿五丁目 8 番 1 号
日神不動産株式会社
代表取締役社長 堤 幸芳
- (乙) 東京都新宿区新宿五丁目 8 番 1 号
日神不動産販売株式会社
代表取締役社長 坂入 尚

別紙 1

乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、分譲マンションの企画・販売及びこれに関連する事業

別紙 2

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

①流動資産

本件事業に係る現金及び預金、短期貸付金、貯蔵品及びその他の流動資産。ただし、販売用不動産、不動産事業支出金及び甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。販売用不動産、不動産事業支出金は原則承継しないが、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

②固定資産

本件事業に係る車両運搬具、備品、リース資産、無形リース資産、関係会社株式、投資有価証券、長期貸付金、保証金、保険積立金、敷金、貸倒引当金及びその他の資産。ただし、建物、土地、関係会社株式（多田建設株式会社、日神管財株式会社、日神不動産投資顧問株式会社、株式会社リコルド）及び甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。また、その他の関係会社株式についても、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めないことができる。

(2) 乙が承継する債務

①流動負債

本件事業に係る未払費用、賞与引当金及びその他の負債。ただし買掛金、支払手形、借入金及び甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。買掛金、支払手形、借入金は原則承継しないが、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

②固定負債

本件事業に係る退職給付引当金、役員退職引当金、リース債務及びその他の負債。ただし、長期借入金及び甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。長期借入金は原則承継しないが、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

(3) 雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

甲に従事する従業員との間の労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

②その他の契約

本件事業に係る不動産賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位。
ただし、販売契約及び仕入契約は原則承継しないが、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

3. 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

①日神不動産販売株式会社が当社に対して交付する株式の数

普通株式 18,400株

②日神不動産販売株式会社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項

(i) 資本金 920百万円

(ii) 資本準備金 0円

(iii) その他資本剰余金

会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、(i)及び(ii)の金額を減じて得た額

日神不動産販売株式会社は、当社の完全子会社であり、かつ本件分割は物的分割であることから、割当てられる株式数に拘らず当社の純資産の額に変動はありません。このため当社内で協議・検討し、割当株式数を決定いたしました。

また、日神不動産販売株式会社は、当社の完全子会社であり、かつ本件分割は物的分割であることから、本件分割後の日神不動産販売株式会社の資本政策等を勘案の上、資本金及び準備金の額に関する事項を決定いたしました。

このため、上記①及び②のいずれにつきましても、その内容が相当であると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

日神不動産販売株式会社の成立の日における貸借対照表

(2018年8月2日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	80	(負債合計)	0
現金及び預金	80	純資産の部	
		資本金	80
		(純資産合計)	80
資産合計	80	負債・純資産合計	80

(3) 日神不動産販売株式会社についての会社成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(販売用不動産の取得等)

日神不動産販売株式会社は、同社成立後、3,639百万円を借り入れ、分譲マンションの企画・販売事業に必要な不動産を取得しています。これにより、2019年3月31日時点の貸借対照表上、不動産事業支出金として3,533百万円及び長期借入金として3,639百万円が計上される見込みです。

また、同社は、分譲マンションの企画・販売事業にかかる人件費等の販売費及び一般管理費として15百万円を支出していること等により、2019年3月31日時点の純資産は、56百万円となる見込みです。

(4) 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

第2号議案「吸収分割契約承認の件」の決議に基づき、2020年1月1日（予定）を効力発生日として実施する本吸収分割によって当社が持株会社となることに伴い、商号の変更（定款第1条）を行うとともに、事業目的の整理、追加（定款第2条）と合わせて、責任限定契約を締結できる役員の範囲（定款第29条、定款第37条）の見直し、一部表記の修正を行いたいと存じます。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

本議案の決議に基づく定款変更は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、及び当該決議に基づく本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日（2020年1月1日（予定））と同日をもって、その効力が発生するものといたします。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第1章 総則 （商号） 第1条 当社は、<u>日神不動産株式会社</u>と称し、英文ではN I S S H I N <u>F U D O S A N</u> C o m p a n y , L i m i t e dと表示する。 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>医療機器の販売</u> 2. <u>不動産の売買、仲介、賃貸、管理</u>	第1章 総則 （商号） 第1条 当社は、<u>株式会社日神グループホールディングス</u>と称し、英文ではN I S S H I N <u>G R O U P H O L D I N G S</u> C o m p a n y , L i m i t e dと表示する。 （目的） 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、<u>ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。 （削除） 1. <u>不動産の売買、仲介、賃貸、管理</u>

現行定款	変更案
<u>3. ゴルフ場の経営および会員権の販売</u> <u>4. 損害保険代理店業</u> <u>5. 生命保険の募集に関する業務</u> <u>6. 建設工事全般に関する企画、測量、設計、監理および施工</u> <u>7. 住宅設備機器の販売</u> <u>8. 前各号に附帯する一切の業務</u>	2. 建設工事全般に関する企画、測量、設計、監理および施工 <u>3. 土地建物の維持管理業務</u> 4. 住宅設備機器等の販売 5. 投資運用業および投資助言・代理業 <u>6. 不動産・不動産に関する権利または有価証券を担保とする住宅資金貸付ならびにその他の金銭貸付</u> 7. ゴルフ場の経営および会員権の販売 8. 損害保険代理店業 9. 前各号に附帯する一切の業務
第3章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。	第3章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度<u>末日</u>の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。
第4章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第4章 取締役および取締役会 (<u>非業務執行取締役等との間の責任限定契約</u>) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (任期) 第32条 (記載省略) ② 会社法第329条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 ③ (記載省略) (社外監査役の責任限定契約) 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が<u>規定する額</u>とする。 第6章 会計監査人の責任 (会計監査人の責任限定契約) 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める<u>金額</u>とする。	第5章 監査役および監査役会 (任期) 第32条 (記載省略) ② 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 ③ (記載省略) (監査役の責任限定契約) 第37条 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の</u>限度額は、法令が<u>定める額</u>とする。 第6章 会計監査人の責任 (会計監査人の責任限定契約) 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の</u>限度額は、法令が定める<u>額</u>とする。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	(再任)	吉 住 清 隆	常勤監査役	12回/13回	11回/12回
2	(再任)	藤 岡 重三郎	監査役	13回/13回	12回/12回
3	(再任) (社外) (独立)	小 島 徹 也	社外監査役	11回/13回	10回/12回
4	(新任) (社外) (独立)	吉 野 裕 介	—	—	—

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況		所有株式数
1	よし ずみ きよ たか 吉 住 清 隆 (1958年7月10日)	1981年 4月	株式会社デサント入社	19,300株
		1986年 5月	当社入社	
		2006年 4月	当社横浜支店総務部長	
		2007年 5月	当社総務部部長（内部統制担当）	
		2010年 7月	当社監査室長兼総務部部長（内部統 制担当）	
		2012年 9月	当社総務部長兼横浜支店総務部長兼 監査室長兼内部統制担当	
		2014年 5月	監査室長兼横浜支店総務部長	
		2015年 6月	当社監査役（現任）	
(監査役候補者とする理由) 当社に入社以来総務部門における豊富な経験と、監査室長として当社の内部統 制・ガバナンスの強化に貢献した実績を生かし、適正な監査を行う能力を有してい ることから監査役候補者といたしました。				

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況		所有株式数
2	ふじ おか じゅうさぶろう 藤 岡 重三郎 (1949年1月7日)	1985年 9月	当社入社	10,000株
		2000年11月	当社執行役員	
		2002年12月	当社取締役兼執行役員 経理部長兼 広報部長	
		2004年 5月	当社取締役兼執行役員常務 経理部 長兼広報部長	
		2005年10月	当社取締役兼執行役員常務 経理・ 財務担当兼広報部長	
		2006年 6月	当社取締役執行役員常務 経理・財 務・ 広報担当	
		2007年 7月	当社取締役執行役員専務 経理・財 務・ 広報担当	
		2010年 8月	当社取締役兼執行役員専務 経理・ 財務・ 広報・ 内部統制担当	
		2014年 6月	当社顧問	
		2015年 6月	当社監査役（現任）	
(監査役候補者とする理由) 当社に入社以来従事した経理・財務業務における豊富な知識を有し、当社の実情に通じるとともに取締役としての経営経験も豊富であり、適正な監査を行う能力を有していることから、監査役候補者いたしました。				
3	こ しま てつ や 小 島 徹 也 (1964年8月30日)	1989年10月	井上齋藤監査法人（現 有限責任あ ずさ監査法人）入社	一株
		1995年12月	小島公認会計士事務所開設（現任）	
		2008年 6月	当社監査役（現任）	
		(監査役候補者とする理由) 公認会計士としての会計的見地及び幅広い見識から、監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況		所有株式数
4	※ 吉 野 裕 介 (1974年9月18日)	1999年 4月	スターゼン(株) 入社	一株
		2005年12月	あずさ監査法人（現 有限責任あず さ監査法人） 入社	
		2014年 7月	(株)親和経営センター（現 税理士法 人連合会計事務所） 入社	
		2014年11月	税理士法人連合会計事務所 代表社 員（現任）	
(監査役候補者とする理由) 公認会計士及び税理士としての会計的見地及び幅広い見識から監査役としての役 割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役候補者といたしました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の監査役候補者であります。
3. 小島徹也、吉野裕介の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は小島徹也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、吉野裕介氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
4. 小島徹也氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年となります。
5. 監査役候補者の所有する当社株式数は、2019年3月31日現在の状況を記載しております。
6. 小島徹也氏の選任が承認された場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定により任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は法令に規定する額としております。また、吉野裕介氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況		所有株式数
神 守 恭 二 (1950年7月10日)	1978年 3月 2010年 3月	株式会社青学サービス（現 アイビー・シー・エス）入社 同社 専務取締役就任	2,000株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 神守恭二氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 神守恭二氏の選任が承認され、同氏が監査役に就任された場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定により任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額としております。

上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

2019年2月3日付で辞任された佐藤哲夫氏及び、本総会の終結の時をもって任期満了により退任される仲野滋夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さとうてつお 佐藤哲夫	1987年 4月 当社取締役 1992年12月 当社常務取締役営業本部長 2000年11月 当社取締役兼執行役員常務本店長 2005年 1月 当社取締役兼執行役員専務本店長 2011年 7月 当社代表取締役兼執行役員専務本店長 2011年11月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 2019年 2月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 辞任
なかのしげお 仲野滋夫	1988年11月 当社監査役（現任）

第7号議案 社外取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、2019年5月10日開催の取締役会において、社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を、本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴いまして、現任の社外取締役2名及び第4号議案の承認可決を条件として重任される監査役3名に対し、これまでの功労に報いるため、就任から本定時株主総会終結の時までの期間に対応する退職慰労金を、当社における所定の基準に従い相当額の範囲内で打ち切り支給したいと存じます。

その支給の具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、社外取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる社外取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あ お し ま よ し お 青 島 由 雄	2015年 6月 当社社外取締役（現任）
た む ら ま さ と 田 村 仁 人	2016年 6月 当社社外取締役（現任）
よ し ず み き よ た か 吉 住 清 隆	2015年 6月 当社常勤監査役（現任）
ふ じ お か じ ゅ う さ ぶ ろ う 藤 岡 重 三 郎	2015年 6月 当社監査役（現任）
こ し ま て つ や 小 島 徹 也	2008年 6月 当社社外監査役（現任）

以 上

事業報告

〔2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に企業業績や雇用環境に改善がみられるなど、引き続き緩やかな回復基調で推移しております。

一方で米国の政策動向や新興国をはじめとする景気減速の懸念など、先行きは依然として不透明な状況にあります。

不動産業界では、2018年の首都圏の分譲マンションの供給戸数は、36,641戸で2017年と同程度の水準で推移しました（不動産調査機関調べ）。

建設業界においても、2018年の全国の受注高は、83兆8,098億円と2017年とほぼ同水準となりました（国土交通省 建設工事受注動態統計調査報告）。

このような状況の中で当社グループは、2016年6月に、「マンション分譲事業」「建設事業」「不動産管理事業」「不動産証券化事業」を4本柱とする中期経営計画～NISSHIN NEXT STAGE～をスタートさせました。

当連結会計年度の売上高は、79,608百万円（前期比2.3%減）となり期初の計画には届きませんでした。

売上高の減少を受け、売上総利益は13,268百万円（前期比2.0%減）となりました。販売費及び一般管理費が増加した結果、営業利益及び経常利益はそれぞれ6,241百万円（前期比7.7%減）、5,967百万円（前期比8.6%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は4,186百万円（前期比11.7%減）となりました。

なお、報告セグメントにて区分した場合の売上高は以下のとおりです。

① 不動産事業

売上高は、分譲マンションの販売が前期を上回りましたが、不動産証券化事業向けの販売が減少したため、28,163百万円（前期比4.9%減）となりました。セグメント利益については、相対的に利益率の高い分譲マンションの利益の増加が利益率の低い不動産証券化事業向け売上高の利益の減少を上回ったため、1,922百万円（前期比28.1%増）となりました。

② 建設事業

多田建設株式会社の建設受注は前期に引き続き堅調に推移し、売上高は43,989百万円（前期比5.8%増）となりましたが、建設コスト、労務費の増加により利益率が低下し、セグメント利益は3,276百万円（前期比10.2%減）となりました。

③ 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの共用部分の管理、ビル管理、賃貸物件の管理受託、これら管理業務に伴うリフォームや大規模修繕等の工事及び賃貸物件の販売を行っております。賃貸物件の開発及び販売が減少した結果、売上高は12,601百万円（前期比2.7%減）、セグメント利益は1,197百万円（前期比21.1%減）となりました。

④ ゴルフ場事業

米国のゴルフ場２社は、前期に引き続きゴルフ場資産の全てをゴルフ場運営会社に一括してリースしていることから、ゴルフ場事業から除外しており、株式会社平川カントリークラブのみを対象としています。売上高は706百万円（前期比6.3%増）、セグメント利益は2百万円（前期9百万円の損失）となりました。

⑤ その他

引き続き、米国のゴルフ場２社はゴルフ場資産を全て一括して賃貸しています。日神ファイナンス株式会社は縮小均衡を図っていることから、売上高は51百万円（前期比34.3%減）、セグメント損失は198百万円（前期101百万円の損失）となりました。

なお、日神不動産グループの中核である当社の部門別売上高は、以下のとおりです。
当社の第45期部門別売上高実績

区	分	数 量	金 額	構 成 比
不 動 産 販 売 部 門	分 譲 マ ン シ ョ ン	571戸	百万円 22,578	85.4
	S P C 向 け 土 地		2,879	10.9
	そ の 他		176	0.7
	小 計		25,635	97.0
そ の 他 の 部 門	賃 貸 料 収 入 等		796	3.0
合	計		26,431	100.0

(注) 消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 株式の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

- ② 新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(百万円未満切り捨て)

期 別 項 目	第41期 2015年3月期	第42期 2016年3月期	第43期 2017年3月期	第44期 2018年3月期	第45期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売 上 高(百万円)	63,245	72,576	87,671	81,502	79,608
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,867	3,865	5,813	4,738	4,186
1株当たり当期純利益 (円)	61.12	82.41	123.93	101.01	89.24
総 資 産(百万円)	81,619	92,049	92,953	99,969	103,708
純 資 産(百万円)	38,745	42,810	48,221	51,736	55,380
1株当たり純資産額 (円)	826.01	900.89	1,014.78	1,100.74	1,177.99

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループの属する不動産・建設業界においては、地価や建設コストの高騰等、今後厳しい経営環境が予想されます。このような状況において当社グループは、本株主総会において承認されることを前提として、2020年1月1日をもって持株会社体制に組織再編することを決定いたしました。この組織再編により、グループ経営体制の強化を目指します。

① グループ経営戦略推進機能の強化

持株会社はグループ全体のマネジメントに特化し、中長期的な事業領域の拡大と事業の強化に向けたグループ経営戦略を立案、推進することにより、グループ全体の企業価値を最大化することを目指します。

② 権限と責任の明確化による意思決定の迅速化

グループ経営管理と業務執行を分離することにより、事業会社は各事業の遂行に専念し、自律的な成長を目指します。また、業務執行部門である各事業会社においても、権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化による競争力の強化を図ります。

③ グループ一体となったサービス提供体制の強化

各事業会社の経営資源を持株会社を集め、マンションの用地仕入、企画から建設、販売、物件完成後の管理に加え、物件売却時の仲介や賃貸募集、リノベーション提案などグループで一貫したサービスを高品質で提供する体制を構築します。

(イ) 不動産事業（マンション分譲事業）

日神不動産株式会社が行うマンション分譲事業を中心としています。用地価格及び建築コストの高止まりによる分譲価格の高騰の解決を目指し、顧客サービスの向上とグループ経営の効率化を図ります。

(ロ) 建設事業

不動産デベロッパー内に建設会社である多田建設株式会社を有するという希少性を生かし、当社分譲マンションの品質向上と顧客ニーズの素早い取り込みを図るとともに、グループ外部のマンション工事等を積極的に受注することによりグループの安定化と拡大を図ります。

(ハ) 不動産管理事業

分譲マンション・賃貸マンションを問わず、長期にわたり不動産を管理又は管理受託することに加え、リフォーム業や仲介業などを手掛けることにより、幅広い需要に対応した継続的な事業の発展を図ります。

(ニ) 不動産事業（不動産証券化事業）

日神不動産株式会社が40年間首都圏に特化して蓄積した、マンション分譲事業のノウハウを生かし、賃貸マンションの流動性が高い不動産証券化市場への積極的な事業展開を行います。2018年3月には私募リート（日神プライベートレジリート投資法人）の運用を開始いたしました。

④ 人材育成

持株会社がグループ横断的な人事戦略を立案・遂行することにより、新たな領域や事業にチャレンジし続ける人材や、グループの総合力を向上させるための次世代の経営人材を育成していきます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
日 神 不 動 産 販 売 株 式 会 社 (注) 1	80.0百万円	100.0%	分譲マンションの企画・販売
多 田 建 設 株 式 会 社	300.0百万円	100.0%	建築工事、土木工事等
日 神 管 財 株 式 会 社	110.0百万円	100.0%	不動産管理、賃貸管理等
株式会社平川カントリークラブ	90.0百万円	100.0%	千葉市のゴルフ場の運営
株 式 会 社 シ ン コ ー	90.0百万円	100.0% (注) 2	建築資材のリース
日 神 ファイナンス株式会社	121.3百万円	100.0%	マンション購入者に対する住宅ローン保証及び住宅資金の貸付
日神不動産投資顧問株式会社	150.0百万円	60.0%	不動産アセットマネジメント
フォレスト オークス カントリークラブ,INC.(米国)	50,000ドル	100.0%	米国のゴルフ場の賃貸
ハンターズ クリーク ゴルフ コース, I N C . (米 国)	100ドル	100.0%	米国のゴルフ場の賃貸

(注) 1. 2018年8月2日に日神不動産販売株式会社を設立いたしました。

2. 子会社多田建設株式会社が所有する株式の出資比率を示しております。

(11) 主要な事業内容

区 分	事 業 内 容
不 動 産 事 業	分譲マンションの企画・販売、ＳＰＣ向けの物件の販売及び不動産の賃貸を行っております。
建 設 事 業	マンション等の建築に加え、土木工事を行っております。
不 動 産 管 理 事 業	不動産の管理及び賃貸物件の管理等を行っております。
ゴ ル フ 場 事 業	千葉県緑区にてゴルフ場の運営を行っております。
そ の 他	ゴルフ場資産を全て一括賃貸した米国のゴルフ場２社と、小口の保証業務及び少額に限定した新規貸付のみを行っている日神ファイナンス株式会社をその他区分にしております。

(12) 主要拠点等

当社

名 称	所 在 地	主 な 営 業 内 容
本 社 ・ 本 店	東京都新宿区	マンション販売等
横 浜 支 店	横浜市中区	マンション販売等

子会社

地域	名 称	所 在 地	主 な 営 業 内 容
国内	日 神 不 動 産 販 売 株 式 会 社	東京都新宿区	分譲マンションの企画・販売
	多 田 建 設 株 式 会 社	東京都江東区	建築工事、土木工事等
	日 神 管 財 株 式 会 社	東京都新宿区	不動産管理、賃貸管理等
	株式会社平川カントリークラブ	千葉県緑区	千葉市のゴルフ場の運営
	株 式 会 社 シ ン コ ー	千葉県印西市	建築資材のリース
	日 神 ファイナンス株式会社	東京都新宿区	マンション購入者に対する住宅ローン保証及び住宅資金の貸付
	日 神 不 動 産 投 資 顧 問 株 式 会 社	東京都新宿区	不動産アセットマネジメント
海外	フォレスト オークス カントリークラブ,INC.	米国ノースカロライナ州	米国のゴルフ場の賃貸
	ハンターズ クリーク ゴルフ コース,INC.	米国フロリダ州	米国のゴルフ場の賃貸

(13) 従業員の状況

報告セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比(名)
不動産事業	240 (13)	△14
建設事業	265 (43)	5
不動産管理事業	141 (260)	3
ゴルフ場事業	19 (79)	△1
その他	4 (―)	△4
合計	669 (395)	△11

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就業人員の合計であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均就労人数を()内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,858,000千円
株式会社横浜銀行	1,380,600
株式会社商工組合中央金庫	1,331,200
株式会社三井住友銀行	1,157,400

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 74,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 46,951,260株 (自己株式 45,432株を含む)
 (3) 株主数 3,902名 (自己株式 1名を含む)
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エヌディファクター株式会社	16,505,000株	35.2%
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ インタリシツク オポチユニティズ ファンド	2,850,000	6.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,783,200	5.9
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	2,460,300	5.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,313,000	4.9
神 山 和 郎	1,407,180	3.0
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツウ 505002	1,048,900	2.2
日 神 不 動 産 社 員 持 株 会	1,006,234	2.1
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	984,900	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	567,300	1.2

(注) 持株比率は、自己株式(45,432株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 最 高 経 営 責 任 者	神 山 和 郎	一般社団法人全国住宅産業協会会長 株式会社平川カントリークラブ代表取締役会長 フォレスト オークス カントリークラブ, INC.代表取締役社長 エヌディファクター株式会社代表取締役 日神コーポレーションUSA,INC.代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長 最 高 執 行 責 任 者	堤 幸 芳	
取 締 役 専 務 員 執 行 役 員	黒 岩 英 樹	管理部門担当
取 締 役 員 行 役 員	関 根 利 行	第1開発事業部長 日神不動産販売株式会社代表取締役専務
取 締 役 員 行 役 員	坂 入 尚	横浜支店長 日神不動産販売株式会社代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 俊 也	多田建設株式会社代表取締役社長
取 締 役	森 岡 誉	日神管財株式会社代表取締役社長
取 締 役	神 山 隆 志	株式会社平川カントリークラブ代表取締役社長
取 締 役	青 島 由 雄	
取 締 役	田 村 仁 人	世紀東急工業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	吉 住 清 隆	
監 査 役	藤 岡 重 三 郎	
監 査 役	仲 野 滋 夫	税理士 税理士法人連合会計事務所 代表社員
監 査 役	小 島 徹 也	公認会計士

- (注) 1. 取締役 青島由雄、田村仁人の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 仲野滋夫、小島徹也の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 仲野滋夫氏は税理士、小島徹也氏は公認会計士であり、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 青島由雄、田村仁人の両氏及び監査役 小島徹也氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2019年2月3日付で、代表取締役社長 佐藤哲夫氏は代表取締役を辞任いたしました。

6. 当期中の取締役の異動

役 名	新 職 名	旧 職 名	氏 名	異動年月日
取 締 役	代表取締役社長	代表取締役副社長	堤 幸 芳	2019年2月4日

7. 当業年度末日後の取締役の異動

役 名	新 職 名	旧 職 名	氏 名	異動年月日
取 締 役	代表取締役専務	取締役	神 山 隆 志	2019年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役青島由雄及び田村仁人、社外監査役仲野滋夫及び小島徹也の各氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役 名	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	167,914千円 (5,020千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	17,200千円 (5,580千円)
合 計	14名	185,114千円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額16,720千円（取締役16,080千円、監査役640千円）を含んでおります。
2. 上記の取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。なお、上記支給人員の他に、無報酬の取締役が2名在任しております。

(4) 報酬の決定方針及び手続き

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役個人の業績評価・貢献度に基づき、外部取締役の助言・意見を参考にして決定しております。監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員等に関する事項

① 取締役 青島由雄

ア. 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期に開催した取締役会13回のうち、13回に出席し、長年にわたる経営者としての見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 取締役 田村仁人

ア. 他の法人等の業務執行者の兼職状況

田村仁人氏は世紀東急工業株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社は世紀東急工業株式会社との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期に開催した取締役会13回のうち、13回に出席し、主に出身分野である不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 監査役 仲野滋夫

ア. 他の法人等の業務執行者の兼職状況

税理士法人連合会計事務所 代表社員

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期に開催した取締役会13回のうち、12回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち、11回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 監査役 小島徹也

ア. 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期に開催した取締役会13回のうち、11回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち、10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
1. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,500千円
2. 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42,700千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社である日神不動産投資顧問株式会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部管理態勢整備に対する助言について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するものといたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(6) 連結子会社の監査

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の「取締役会」を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 2000年11月に執行役員制度を導入し、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、業務執行に関する権限と責任を明確にして部門経営の強化を図り、迅速な意思決定と業務遂行を実現しており、これを継続する。
- ③ 当社の取締役と監査役に加え執行役員及び連結子会社の代表取締役も出席する「役員会」を毎月開催し、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」において各部門の執行役員、グループ各社の代表取締役に示し、浸透を図る。
- ④ 「役員会」の席上、各部門及びグループ各社は、年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

(当該体制の運用状況)

取締役会を年13回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、執行役員制度による迅速な意思決定と業務遂行の実現を継続しています。役員会を毎月開催し経営トップの経営戦略を各部門の執行役員及びグループ会社の代表取締役に浸透させました。役員会において各部門及びグループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。

(2) 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統轄する組織として、「内部統制委員会」を設置する。
- ② 同委員会は、関連子会社の取締役を含み、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上と従業員等への浸透を図る。
- ③ 独立した内部通報ルートを設け、情報の伝達を容易にするとともに、「内部統制委員会」による迅速な対応を可能としている。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、警察及び関連機関と連携し、断固とした姿勢で臨み一切関係を持たない。

(当該体制の運用状況)

内部統制委員会の要請により、コンプライアンス室が主催して必要なコンプライアンスについて教育及び説明を行い、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上についての取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため四谷地区特殊暴力対策協議会に参加しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役には直属する部署として監査室を設置しており、全ての部署を年に1回監査する定期監査と、テーマ毎に全ての部署を監査する特別監査を実施し、業務状況を調査し、問題点の把握、改善点の指摘を行う。
- ② 社内外で発生する様々な危険に対応するため、危機管理委員会に各子会社の担当責任者（取締役）を加えた「日神グループ危機管理委員会」を設置している。同委員会は、緊急時に該当する部署の担当者を招集し、「危機管理対策会議」を開催でき、この会議において対応方針及び統一見解の決定を行う。具体的には、原因究明、コールセンターの設置、再発防止策の策定、情報開示等を行う。

(当該体制の運用状況)

監査室は全ての部署に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。危機管理委員会開催要件に達する事項は発生しなかったため、同委員会による具体的な活動はありませんでした。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の情報及び文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施する。
- ② 必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

株主総会議事録及びその関連資料

取締役会議事録及びその関連資料

役員会議事録及びその関連資料

取締役の意思決定に関する書類及びその関連書類

その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(当該体制の運用状況)

取締役の職務の執行に係る情報及び文書はセキュリティが確保された場所で適切に保管しています。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための従業員を置く。
- ② 監査役付きの使用人は、専任でかつ監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

(当該体制の運用状況)

該当する事項はありません。

(6) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役付きの使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役に事前に同意を得る。
- ② 監査役付きの使用人の人事考課は常勤監査役が行う。

(当該体制の運用状況)

該当する事項はありません。

(7) **当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス違反の事実を発見したときは、監査役に報告するとともに、「内部統制委員会」に報告する。
- ③ 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握するため、「取締役会」のほか、「役員会」など重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実の有無等、業務状況を調査する。
- ⑤ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ⑥ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合には直ちにこれを支払う。

(当該体制の運用状況)

監査役は、監査役会を12回開催し、当社及びグループ会社の取締役や使用人から必要な報告及び情報提供を受けました。コンプライアンス違反に関する相談・報告の対応にあたっては、相談・通報者の了解を得たうえで、各部署の責任者に報告し早期解決や再発防止に努めました。また、常勤監査役は取締役会及び役員会に参加し、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握しております。監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、必要に応じて情報交換を行っております。

(8) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」において記載したとおり、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」においてグループ各社の取締役を示し浸透を図る。さらに「役員会」の席上、グループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

- ② 子会社を含む内部統制関連役員を「内部統制委員会」のメンバーとし、同委員会がグループ全体のコンプライアンスを推進する体制とする。
- ③ 当社の監査室において、当社の各部署と同様に、国内全てのグループ会社の監査を年1回行う。さらに、テーマ毎に行う特別監査も当社監査と同様に行う。
- ④ 当社の経理、財務を所管する取締役が、グループ各社の経理、財務の内容を基本的に日々確認し、業務の適正の確保に努めるものとする。

(当該体制の運用状況)

役員会を毎月開催し経営トップの経営戦略を各部門の執行役員及びグループ会社の代表取締役浸透させました。役員会においてグループ各社は業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。監査室は各部署と同様に国内全てのグループ会社に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。経理、財務を所管する取締役はグループ各社の経理、財務の内容を日々確認し業務の適正の確保に努めました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。また、配当性向は15%以上を目安としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、16円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	86,800,798	流 動 負 債	29,926,959
現 金 及 び 預 金	46,381,631	支払手形・工事未払金等	11,098,692
受取手形・完成工事未収入金等	10,760,091	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	128,000
販 売 用 不 動 産	5,864,881	短 期 借 入 金	13,686,490
不 動 産 事 業 支 出 金	22,229,648	リ ー ス 債 務	125,015
未 成 工 事 支 出 金	73,405	未 払 法 人 税 等	1,299,426
商 品	11,442	賞 与 引 当 金	411,661
短 期 貸 付 金	170,990	完 成 工 事 補 償 引 当 金	157,922
未 収 入 金	543,464	前 受 金	410,653
そ の 他	835,259	未 成 工 事 受 入 金	177,660
貸 倒 引 当 金	△70,015	預 り 金	1,401,923
固 定 資 産	16,907,616	そ の 他	1,029,513
有 形 固 定 資 産	11,625,562	固 定 負 債	18,401,265
建 物 及 び 構 築 物	3,967,757	社 債	1,406,000
土 地	6,316,060	長 期 借 入 金	13,680,164
コ ー ス 勘 定	458,736	リ ー ス 債 務	299,310
リ ー ス 資 産	326,349	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,542,583
そ の 他	556,658	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	374,180
無 形 固 定 資 産	110,102	債 務 保 証 損 失 引 当 金	200,555
リ ー ス 資 産	81,340	そ の 他	898,471
そ の 他	28,761	負 債 合 計	48,328,225
投 資 そ の 他 の 資 産	5,171,952	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	3,573,885	株 主 資 本	55,358,479
長 期 貸 付 金	900,714	資 本 金	10,111,411
繰 延 税 金 資 産	510,674	資 本 剰 余 金	427,432
そ の 他	999,151	利 益 剰 余 金	44,844,941
貸 倒 引 当 金	△812,475	自 己 株 式	△25,306
資 産 合 計	103,708,415	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△103,877
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	219,716
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△352,455
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	28,862
		非 支 配 株 主 持 分	125,587
		純 資 産 合 計	55,380,189
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	103,708,415

連結損益計算書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		79,608,227
売上原価		66,339,262
売上総利益		13,268,964
販売費及び一般管理費		7,027,204
営業利益		6,241,759
営業外収益		219,522
受取利息及び受取配当金	19,575	
受取手数料	74,650	
債務保証損失引当金戻入額	9,058	
保険返戻金	41,067	
その他の他	75,170	
営業外費用		493,375
支払利息	420,583	
その他の他	72,791	
経常利益		5,967,906
特別利益		137,969
固定資産売却益	137,969	
特別損失		6,562
固定資産売却損	6,167	
固定資産除却損	395	
税金等調整前当期純利益		6,099,312
法人税、住民税及び事業税	1,873,783	
法人税等調整額	19,141	1,892,924
当期純利益		4,206,387
非支配株主に帰属する当期純利益		20,330
親会社株主に帰属する当期純利益		4,186,057

連結株主資本等変動計算書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,111,411	427,432	41,409,377	△25,306	51,922,914
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△750,493		△750,493
親会社株主に帰属する当期純利益			4,186,057		4,186,057
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3,435,564	－	3,435,564
当 期 末 残 高	10,111,411	427,432	44,844,941	△25,306	55,358,479

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	118,392	△397,327	△12,655	△291,589	105,029	51,736,354
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△750,493
親会社株主に帰属する当期純利益						4,186,057
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	101,323	44,871	41,517	187,712	20,558	208,271
当 期 変 動 額 合 計	101,323	44,871	41,517	187,712	20,558	3,643,835
当 期 末 残 高	219,716	△352,455	28,862	△103,877	125,587	55,380,189

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日神不動産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 日 下 靖 規 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 村 広 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日神不動産株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日神不動産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

日神不動産株式会社 監査役会
常勤監査役 吉 住 清 隆 ㊞
監 査 役 藤 岡 重三郎 ㊞
社外監査役 仲 野 滋 夫 ㊞
社外監査役 小 島 徹 也 ㊞

以 上

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	39,030,704	流動負債	13,291,813
現金及び預金	23,204,121	支払手形	3,451,322
販売用不動産	4,102,024	買掛金	1,143,681
不動産事業支出金	10,448,206	短期借入金	1,395,000
前払費用	8,152	一年以内返済予定長期借入金	5,453,590
未収収益	12,706	リース債務	40,082
短期貸付金	80,000	未払金	143,945
未収入金	777,955	未払費用	119,196
その他の他金	413,599	未払法人税等	1,093,102
貸倒引当金	△16,061	前受り金	73,354
固定資産	12,337,037	預り金	192,030
有形固定資産	6,630,319	賞与引当金	155,069
建物	3,216,816	その他	31,437
車両運搬具	2,327	固定負債	6,107,823
工具器具備品	4,645	長期借入金	5,201,920
土地	3,237,005	リース債務	130,963
リース資産	169,524	退職給付引当金	421,856
無形固定資産	9,518	役員退職慰労引当金	333,390
ソフトウェア	557	長期預り敷金	19,693
電話加入権	4,934	負債合計	19,399,636
リース資産	4,025	純資産の部	
投資その他の資産	5,697,199	株主資本	31,819,249
投資有価証券	1,038,811	資本金	10,111,411
関係会社株式	3,722,967	資本剰余金	426,578
出資金	3,440	資本準備金	426,578
長期貸付金	631,474	利益剰余金	21,306,565
長期前払費用	34,864	利益準備金	712,776
差入保証金	206,204	その他利益剰余金	20,593,788
保険積立金	93,457	別途積立金	12,000,000
繰延税金資産	174,141	繰越利益剰余金	8,593,788
その他の他金	91,809	自己株式	△25,306
貸倒引当金	△299,971	評価・換算差額等	148,855
		その他有価証券評価差額金	148,855
資産合計	51,367,741	純資産合計	31,968,105
		負債及び純資産合計	51,367,741

損 益 計 算 書

〔2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,431,681
売 上 原 価		21,494,402
売 上 総 利 益		4,937,279
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,143,749
営 業 利 益		1,793,530
営 業 外 収 益		462,066
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	408,200	
保 険 返 戻 金	32,056	
そ の 他	21,809	
営 業 外 費 用		463,757
支 払 利 息	228,572	
貸 倒 引 当 金 繰 入	206,976	
そ の 他	28,208	
経 常 利 益		1,791,840
特 別 利 益		273
固 定 資 産 売 却 益	273	
特 別 損 失		9
固 定 資 産 除 却 損	9	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,792,103
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	436,977	
法 人 税 等 調 整 額	29,943	466,921
当 期 純 利 益		1,325,182

株主資本等変動計算書

〔2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,111,411	426,578	426,578	637,727	12,000,000	8,094,149	20,731,877	△25,306	31,244,560
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△750,493	△750,493		△750,493
利益準備金の積立				75,049		△75,049	－		－
当 期 純 利 益						1,325,182	1,325,182		1,325,182
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	75,049	－	499,639	574,688	－	574,688
当 期 末 残 高	10,111,411	426,578	426,578	712,776	12,000,000	8,593,788	21,306,565	△25,306	31,819,249

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	99,064	99,064	31,343,624
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△750,493
利益準備金の積立			－
当 期 純 利 益			1,325,182
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	49,791	49,791	49,791
当期変動額合計	49,791	49,791	624,480
当 期 末 残 高	148,855	148,855	31,968,105

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日神不動産株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 日 下 靖 規 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 広 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日神不動産株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

日 神 不 動 産 株 式 会 社 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 吉 住 清 隆 ㊞
監 査 役 藤 岡 重 三 郎 ㊞
社 外 監 査 役 仲 野 滋 夫 ㊞
社 外 監 査 役 小 島 徹 也 ㊞

以 上

以 上

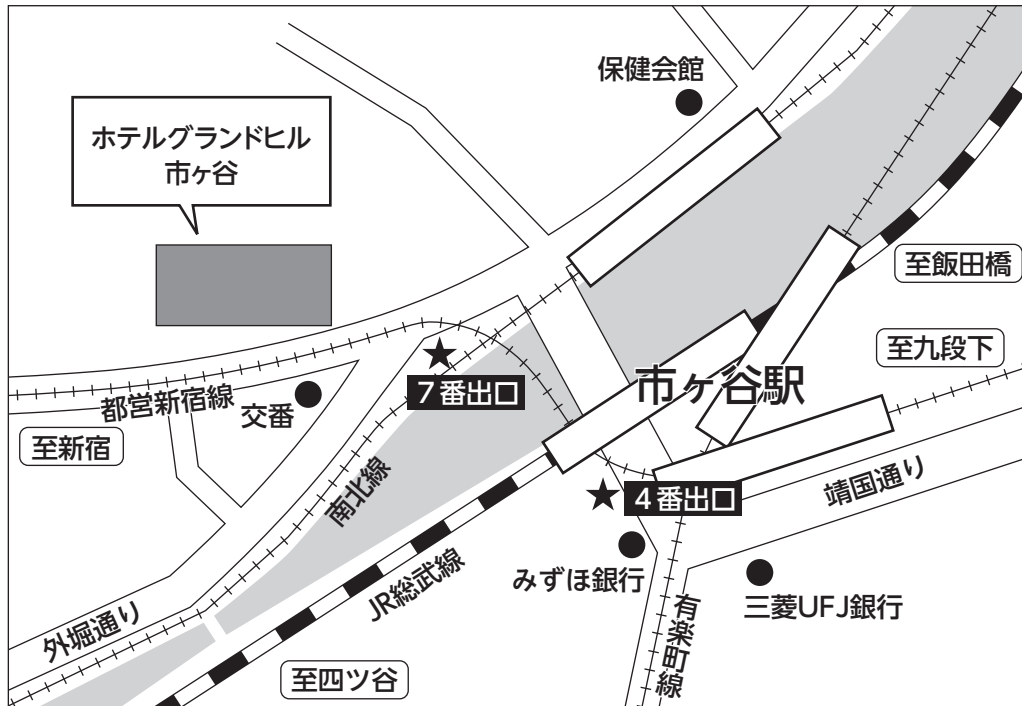
[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃
電話 (03) 3268-0111 (代表)



<交通機関のご案内>

各「市ヶ谷駅」 JR中央・総武線 新宿寄り改札口、都営地下鉄新宿線 4番出口、
東京メトロ有楽町線・南北線 7番出口から徒歩5分

日神不動産株式会社 本店
電話 (03) 5360-2011 (代表)